



## 特定不妊治療費を助成します

申請 こども支援課 ☎ 6716

市では、特定不妊治療（体外受精・顕微受精）を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、県の助成を受けた人に対して、治療費の一部を助成しています。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

### 条件

- ・法律上の婚姻関係にある夫婦
- ・青森県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付決定を受けていること
- ・夫婦のどちらか一方が、青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定日から継続して市内に住所を有していること

※県の助成を受けるためには、治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること、指定医療機関において特定不妊治療を受けること、所得制限などの要件を満たす必要があります。

### 助成額

治療に要した費用から県の助成額（※）を控除した額と、県の助成額の3分の2の金額のいずれか低い額（上限100,000円）

※治療内容などに応じて、1回の治療につき150,000円または75,000円までを上限として助成（初回申請に限り300,000円）



### 初回申請における助成事例

治療内容など	治療期間	治療費	県の助成額	市の助成額	自己負担額
新鮮胚移植を実施した場合	約 50 日	408,100 円	300,000 円	100,000 円	8,100 円
凍結胚移植を実施した場合	約 150 日	489,134 円	300,000 円	100,000 円	89,134 円
体調不良などにより移植のめどが立たず治療を終了した場合	約 20 日	352,500 円	300,000 円	52,500 円	0 円

「女と男」がともに輝くまちの実現をめざして

問総務課 ☎ 6702

## 男女共同参画

～新型コロナウイルスに関連した国のDV対策の取り組みを紹介します～

### DVの深刻化の懸念

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から外出自粛や休業などが行われ、生活の不安やストレスなどにより、配偶者などからの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されています。DVは重大な人権侵害であり、いかなる状況であっても、決して許されるものではなく、また、被害にあった人が相談でき、支援や保護を受けられる体制づくりが必要です。

### DVに関する認識の高まり

DVの増加・深刻化が強く懸念されたことから、国の新型コロナウイルス感染症対策本部でも児童虐待やDV対策についての議論が行われ、安倍晋三首相からも「児童虐待防止対策とDV防止対策を連携させ、家庭内での暴力の根絶や被害者の支援に向けて、政府を挙げて取り組みを強化していく必要がある」との発言がありました。

また、国の感染症対策の基本的対処方針にも、配偶者暴力などに対応するため、地方公共団体と連携し、適切な支援を行うことが明記されています。

### DVに関する相談・支援体制の維持・拡充

感染症拡大防止策が講じられ、行政機能の一部縮小が行われる中であっても、DV被害者の相談や保護の

機能の継続が必要です。

国では、DVに関する相談対応体制の一つとして、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通電話「DV相談ナビ」を開設しています。

【DV相談ナビダイヤル】 0570-0-55210

⇒最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話（電話相談・面談・同行支援・保護など）

一方で、既存の体制では十分な対応ができない可能性もあることから、国では「緊急経済対策」に「配偶者暴力の深刻化に対応するための相談体制の拡充」を盛り込み、新たな相談窓口として「DV相談+」を開設しました。

【DV相談+】 0120-279-889（24時間電話相談）

- 外国語相談（英語、中国語など10カ国語）
- WEB面談 ●SNS相談（※毎日正午～午後10時）
- メール相談

DVで不安を感じたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。また、周りで被害に困っている人がいる場合は、相談窓口の情報を共有し、一人でも多くの人が相談・支援につながるよう協力をお願いします。